

○国土交通省告示第三百九十六号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号。以下「法」という。）第十六条の規定に基づき使用の認可をしたので、法第二十一条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 事業者の名称 国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 （国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）高速自動車国道中央自動車道富士吉田線（三鷹市東京都世田谷区間）に関する事業及びこれに伴う付随工事 （国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）高速自動車国道関越自動車道新潟線（三鷹市東京都練馬区間）に関する事業及びこれに伴う付随工事

第3 事業区域 （国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分：延長六、三キロメートル）東京都世田谷区大蔵五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、喜多見九丁目、成城三丁目及び成城四丁目地内、東京都狛江市東野川三丁目及び東野川四丁目地内、東京都調布市入間町二丁目、東つつじヶ丘一丁目、東つつじヶ丘二丁目、東つつじヶ丘三丁目、仙川町二丁目、若葉町一丁目及び緑ヶ丘一丁目地内、東京都三鷹市中原一丁目、新川一丁目、北野三丁目及び北野四丁目地内（地下四十一メートルから地下七十八メートル） （国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分：延長七、九キロメートル）東京都三鷹市北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、牟礼一丁目、牟礼二丁目、井の頭一丁目及び井の頭二丁目地内、東京都世田谷区北烏山五丁目及び北烏山七丁目地内、東京都杉並区久我山四丁目、西荻北四丁目、善福寺一丁目、善福寺二丁目、善福寺三丁目及び善福寺四丁目地内、東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、吉祥寺南町四丁目、吉祥寺南町五丁目及び吉祥寺東町四丁目地内、東京都練馬区関町南一丁目、関町南二丁目、上石神井南町、上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目及び石神井台四丁目地内（地下四十一メートルから地下七十五メートル）

第4 事業により設置する施設又は工作物の施設頂面の耐力

（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）一平方メートル当たり約五百六～八百四十九キロニュートン

（国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）一平方メートル当たり約二百四十七～千百十六キロニュートン

第5 使用の期間

（国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社の施行に係る部分）平成二十七年度からトンネル構造物の存続期間中 （国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社の施行に係る部分）平成二十七年度からトンネル構造物の存続期間中